

中野区立総合体育館

団体ご利用案内

中野区立総合体育館-および中野区立平和の森公園は指定管理者として『なかのスポーツパークパートナーズ』が管理運営をいたします。

▶中野区総合体育館

〒165-0026 中野区新井3-37
西武新宿駅 『沼袋』駅より 徒歩5分
JR中央線 『中野』駅より 徒歩20分
休館日: 年末年始 (12月29日～1月3日) 第2月曜日(祝日の場合はその翌日)

▼登録の種類▼

登録区分	抽選	要件
区民の団体	可	・代表者が18歳以上(高校生を除く) ・構成員(代表者を含む)が5人以上 ・構成員全員が中野区に在住、在勤、在学していること。
区民等の団体	不可	・代表者が18歳以上(高校生を除く) ・構成員(代表者を含む)が5人以上 ・構成員の半数以上が中野区に在住、在勤、在学していること。
一般の団体	不可	・代表者が18歳以上(高校生を除く) ・構成員(代表者を含む)が5人以上 ・上記に当てはまらない団体

※営利を目的としない団体が対象です。また構成員登録がない方のご利用できません。
(構成員以外の利用が発覚した場合は、利用の制限を行う場合があります。)

▼団体登録について▼

中野区立総合体育館を利用されるには団体登録が必要です。
登録料は無料です。
※本施設の団体利用にあたり、代表者及び構成員による同一種目での重複登録はできません。
※3年ごとに更新があります。
(**全団体で更新が必要です。期限が切れますと予約システムの利用ができません**)
※登録手続きには状況によりお待ちいただくことがございますので予めご了承ください。

▼団体登録に必要なもの▼

団体登録申請書・構成員名簿
有効期限以内の下記の書類で現住所、氏名、生年月日記載のもの(構成員全員分、コピー可)

1.「区民団体」

ア.区内在住での証明

- 運転免許証・運転経歴証明書 ●健康保険証 ●住民基本台帳カード(顔写真つき)
- パスポート ●マイナンバーカード(通知カード不可) のいずれか

イ.区内在勤での証明

- 上記証明書のいずれかと、●中野区内に事業所があることの在勤証明書
(勤務先の会社または当施設が発行する様式に対し、会社印が押されたもの)
- ただし、健康保険証で区内に事業所があることがわかる場合は、在勤証明書不要

ウ.区内在学での証明

●中野区外から中野区内にある学校に通う生徒及び学生

上記「ア 在住での証明」のいずれか+●生徒手帳(学生証)または、在学証明書

※学生証は学校(キャンパス)が中野区内にあることが特定できるものに限り、

(生徒手帳(学生証)に住所・氏名・生年月日の記載があれば、生徒手帳のみで受付可)

2.「一般団体」

●運転免許証・運転経歴証明書 ●健康保険証 ●住民基本台帳カード(顔写真つき)

●パスポート ●マイナンバーカード(通知カード不可) のいずれか

(学生証、生徒手帳に住所・氏名・生年月日の記載があれば、受付可)

※代表者(申請者)の方は証明書類の原本をお持ちください。

その他の方はコピーで構いません。

(健康保険証、運転免許証で裏面に住所が記載されている場合は
両面のコピーが必要になります。)

※有効期限の切れた証明書類はご利用できません。

※在勤証明書、在学証明書以外の証明書類は確認後お返しいたします。

※住民票は、本人以外の家族でも取得ができるため、証明書としては認めておりません。

※公共料金領収書など住所が記載されたもの、デジタル機器でのお写真提示は証明書として
認めておりません。

▼【団体利用当日の手続き】▼

●予約確定から14日以内(抽選の場合は、28日以内、利用日まで14日未満の場合は利用日の
前日までに総合受付にて登録証ご提示の上、利用料金をお支払いください。

お支払完了後、利用認諾書兼領収書を発行いたします。

●施設利用時は、開始時間の15分前になりましたら利用承認書を総合受付にご提出の上、ご利用ください。

●利用終了後は、総合受付に施設利用報告書をご提出ください。

▼団体利用できる種目▼

各施設により、利用可能な種目が異なります。詳しくは、総合受付までお問い合わせください。

▼団体利用の注意点▼

1.予約の取消について

・利用日の1ヶ月前までは、無料で予約の取消ができます。

・利用日から1ヶ月を切っている場合は、利用料金をお支払いいただくことになりますので、必ず
総合受付まで連絡をしてください。

・利用を取り止める際は、できるだけ早く利用取り消しの手続きをお願いします。

各施設の利用率は高い状況にあり、早めの取消により抽選に漏れた方の利用機会も多く
なります。施設を効率的に、より多くの方が利用できるよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

・未入金の前予約取り消しについては、「中野区 施設予約システム」にて24時間行えます。

2.キャンセル料について

・お支払いいただいた施設利用料は利用キャンセル日から利用予定日までの日数によって
返金できる金額が異なります。

・1ヶ月前 100% ・10日前 80% ・前日 50% ・当日 返金なし

▼団体利用の料金と利用時間帯▼

・別添「中野区立総合体育館利用料金表」をご確認ください。

▼【登録後の利用方法について】▼

『中野区 施設予約システム』より空き状況の照会や予約、抽選のお申込みなどを行ってください。
上記システムでは、パソコン、スマートフォン、携帯電話、利用端末機からご利用いただけます。

【メールアドレスの登録】

『中野区 施設予約システム』からメールアドレスの登録が可能です。
メールアドレスを登録すると、申込内容や、抽選結果について、システムからお知らせメールを受け取ることができます。



①パソコン	https://yoyaku.nakano-tokyo.jp/stagia/reserve/grb_init
②スマートフォン	https://yoyaku.nakano-tokyo.jp/stagia/reserve/gsm_init
③携帯電話	https://yoyaku.nakano-tokyo.jp/stagia/reserve/gmp_init
④利用端末機	中野区立総合体育館、哲学堂運動施設、 上高田運動施設、なかのZERO、野方区民ホール、なかの芸能小劇場 鷺宮スポーツコミュニティプラザ
システム稼働時間	9:00～22:00(④のみ20:00まで)

設置

【空き施設の予約】

■一般団体	利用予定日の2カ月前の月の初日から空いているコマを予約できます。(先着順)
■区民等の団体	利用予定日の4ヶ月前の月の初日から空いているコマを予約できます。(先着順)
■区民の団体	7ヶ月先の1か月分の抽選に申込できます。 抽選結果発表の2日から空いているコマの予約が出ます。

①抽選申込み

毎月21日から月末の期間に、7ヶ月先の1ヶ月分の抽選に申込できます。
※月21コマ(月5日以内)まで申込可能です。

②抽選

毎月1日に抽選します

③抽選結果

毎月2日から抽選結果を確認できます。
毎月、抽選日翌日の2日より空いているコマを予約できます。

※1ヶ月に21コマ(月5日以内)まで予約が可能です。
(ただし、抽選での当選を含む)

※キャンセルの空きコマは、翌日の9時から予約となります。(△印)

▼団体利用の主なルール▼

- ①教室・スクールなど営利な目的での利用は禁止です。
- ②登録されている構成員以外利用は禁止です。
- ③運動のできる服装と室内専用シューズを必ず着用ください。
- ④酒気を帯びた方の施設利用はできません。
(泥酔者には施設の退館をお願いする場合があります。)
- ⑤駐車場の代数には限りがあります。できる限り公共の機関を使用してお来場ください。
- ⑥施設敷地内は、全面禁煙です。
また火災につながる場合がありますので、火の使用は禁止です。
- ⑦施設内で出たゴミは、各自お持ち帰りください。
- ⑧一部用具の貸し出しがあります。用具を借りる場合は、総合受付に申請してください。
- ⑨施設や用具を破損した場合は、速やかに総合受付までご連絡ください。
申し出がない、または悪質だと認められる場合には以降の利用を制限する場合があります。
(破損の程度によっては費用弁償を求める場合がございます。)
- ⑩事故発生時は、至急総合受付までお知らせください。
救護室にベット等を用意しています。症状、病状により救急車の手配病院を紹介します。
(ただし事故及びその後の責任は負いかねます。)
- ⑪楽器の使用、大声や奇声、風紀を乱す行為はお断りいたします。
- ⑫利用時間は準備・片付けの時間の時間を含みます。
片付けを終えて利用時間内に退室するようにしてください。
- ⑬廊下や各施設場外でのアップ等を行うことは他のお客様のご迷惑になりますので禁止です。
- ⑭更衣室以外での着替えは禁止です。
- ⑮水、お茶、スポーツドリンクによる水分補給を除き、原則飲食は禁止です。
- ⑯ペットの入場は禁止です
- ⑰スポーツ傷害保険に加入されている方で、プレー中にケガ等をされた場合には、
総合受付に必ず届け出を出してください。
- ⑱貴重品は各自で責任をもって管理してください。
貴重品ロッカーをご用意しておりますのでご活用ください。
- ⑲カメラ、ビデオ、スマートフォン、タブレット等での撮影は特別な許可がある場合を除き
使用できません。
- ⑳その他、施設管理者に従ってください。